

練馬区身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月25日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第70号

練馬区身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する規則

練馬区身体障害者福祉法施行規則（昭和40年4月練馬区規則第12号）の一部を
つぎのように改正する。

別表の(2)の表の注5第1号、別表の(4)の表の注5第1号および別表の(5)の表の
注5第1号中「、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第5項」を「
および附則第5条の4第5項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。